

J Aバンク静岡優遇プログラム規定 変更新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧																																				
<p>J Aバンク静岡優遇プログラム規定</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 得点・ステージ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。 ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">得点対象取引</th> <th style="width: 60%;">取引内容</th> <th style="width: 20%;">得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与振込</td> <td>一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>年金自動受取</td> <td>一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>正組合員資格</td> <td>月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>准組合員資格・正組合員家族</td> <td>月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td><u>貸出金</u>残高</td> <td>当組合所定の<u>貸出金</u>（<u>農業資金、事業資金、ローン、公共資金、近代化資金、その他制度資金、農林公庫資金</u>等）残高が月末時点であること。</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table>	得点対象取引	取引内容	得点	給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。	50	年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	50	正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	50	准組合員資格・正組合員家族	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。	50	<u>貸出金</u> 残高	当組合所定の <u>貸出金</u> （ <u>農業資金、事業資金、ローン、公共資金、近代化資金、その他制度資金、農林公庫資金</u> 等）残高が月末時点であること。	50	<p>J Aバンク静岡優遇プログラム規定</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 得点・ステージ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。 ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">得点対象取引</th> <th style="width: 60%;">取引内容</th> <th style="width: 20%;">得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与振込</td> <td>一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>年金自動受取</td> <td>一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>正組合員資格</td> <td>月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>准組合員資格・正組合員家族</td> <td>月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td><u>ローン</u>残高</td> <td>当組合所定の<u>ローン</u>（<u>住宅、リフォーム、マイカー、教育、カード、多目的、フリー</u>等）残高が月末時点であること。</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table>	得点対象取引	取引内容	得点	給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。	50	年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	50	正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	50	准組合員資格・正組合員家族	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。	50	<u>ローン</u> 残高	当組合所定の <u>ローン</u> （ <u>住宅、リフォーム、マイカー、教育、カード、多目的、フリー</u> 等）残高が月末時点であること。	50
得点対象取引	取引内容	得点																																			
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。	50																																			
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	50																																			
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	50																																			
准組合員資格・正組合員家族	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。	50																																			
<u>貸出金</u> 残高	当組合所定の <u>貸出金</u> （ <u>農業資金、事業資金、ローン、公共資金、近代化資金、その他制度資金、農林公庫資金</u> 等）残高が月末時点であること。	50																																			
得点対象取引	取引内容	得点																																			
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。	50																																			
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	50																																			
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	50																																			
准組合員資格・正組合員家族	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。	50																																			
<u>ローン</u> 残高	当組合所定の <u>ローン</u> （ <u>住宅、リフォーム、マイカー、教育、カード、多目的、フリー</u> 等）残高が月末時点であること。	50																																			

新	旧
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
5～6 (略)	5～6 (略)
7 変更・終了	7 変更・終了
(1) (略)	(1) (略)
<p>(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。</p> <p>①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合</p> <p>②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合</p> <p>③すでに利用されている貸出金を延滞されている場合</p> <p>④契約者本人が亡くなった場合</p> <p>⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合</p> <p>⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合</p> <p>⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合</p>	<p>(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。</p> <p>①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合</p> <p>②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合</p> <p>③すでに利用されているローンを延滞されている場合</p> <p>④契約者本人が亡くなった場合</p> <p>⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合</p> <p>⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合</p> <p>⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合</p>
8 (略)	8 (略)

変更日：令和6年7月31日